

沓谷おひさまの森こども園 重要事項説明書

1 施設運営者

名称	(株)女性イキイキカンパニー
代表者氏名	代表取締役 伏見 由布子
所在地	静岡市葵区千代田四丁目2番12号
電話番号	054-245-5055
法人設立年月日	平成17年11月15日
定款の目的に定めた事業	認定こども園の運営

2 事業の目的、運営方針

事業の目的	<p>児童福祉法に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とするとともに、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)(以下、「認定こども園法」という。)第3条の認定を受けた保育所型認定こども園として、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育ての支援の総合的な提供を行うことを目的とする。</p>
運営方針	<p>①子どもの個性や主体性を大切にする ②すべての家庭が自信を持ち子育てができるよう、専門性と真心をもって支える ③地域の子育てを支え、地域の活性化に貢献する</p> <p>○運営理念○ 私たちはお子様のその時にしか味わえない発見や感動を保育を通して提供します。 私たちはお子様の個性や主体性を大切にします。 私たちは子育てに自信が持て、より楽しめる地域作り貢献します。 私たちは保育を通して未来の活気あふれる社会を創ります。</p>

3 施設の概要

施設の種類	保育所型認定こども園
施設の名称	沓谷おひさまの森こども園
開設年月日	平成29年4月1日
施設の所在地	静岡市葵区沓谷五丁目4番地の6
連絡先	電話番号 054-395-6555 FAX 同上
管理者	園長 笠原 陽子
利用定員	0歳児 12名 1歳児 15名 2歳児 15名 3歳児 16名 4歳児 16名 5歳児 16名 計 90名
嘱託医	マイクリニック大久保 TEL 054-263-5558 かわした歯科クリニック TEL 054-250-0118

4 開園日・開園時間及び休園日

教育・保育を提供する日	教育標準時間認定 (1号)	月曜日から金曜日まで ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び国民の祝日は休園とする。 なお、以下についても休園とする。 ・夏季休園日:8月1日から8月31日まで ・冬季休園日:12月29日から1月5日まで ・春季休園日:卒園式から入園式まで ※長期休園中も希望があれば預かり保育を実施
	保育標準時間認定 保育短時間認定 (2号・3号)	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び国民の祝日は休園とする
教育・保育を提供する時間	教育標準時間認定 (1号)	午前9時から午後2時まで ※午前7時から午前9時及び午後2時から午後7時までの範囲内で延長保育を実施 ※長期休園中の預かり保育も、同上
	保育標準時間認定 (2号・3号)	午前7時から午後6時までの範囲内で保育を必要とする時間 ※午後6時から午後7時までの範囲内で延長保育を実施
	保育短時間認定 (2号・3号)	午前8時30分から午後4時30分までの間で保育を必要とする時間 ※午前7時から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時又は午後6時から午後7時までの範囲内で延長保育を実施

5 施設・設備等の概要

敷地	面積	1,002.09 m ²	
建物	構造	鉄骨2階	
	延床面積	735 m ²	
施設の内容	設備	部屋数	面積
	0歳児・乳児室	1室	44.41 m ²
	1歳児・ほふく室	1室	50.48 m ²
	2歳児保育室	1室	36.85 m ²
	3歳児保育室	1室	44.55 m ²
	4歳児保育室	1室	44.55 m ²
	5歳児保育室	1室	45.04 m ²
	遊戯室(2歳児~5歳児)	1室	36.00 m ²
屋外遊戯場		272.61 m ²	

本園では「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例」(平成30年条例第37号。以下「市条例」という。)の定める基準を遵守し、上記の施設及び設備を設置しています。

6 職員の内訳

園長:1名

主幹保育教諭:2名

保育士:19名以上

給食職員:2名以上(栄養士含む)

事務職員:1名

その他職員:保育補助及び用務員の配置あり

本園では市条例の定める基準を遵守し、上記の職員を配置しています。

7 提供する保育等の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成 29 年3月 31 日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)を踏まえるとともに、幼稚園教育要領(平成 29 年文部科学省告示代 62 号)及び保育所保育指針(平成 29 年厚生労働省告示第 117 号)に基づき、以下の教育・保育等の提供を行います。本園は、保育所保育指針を踏まえ、以下の保育等の提供を行います。

(1)教育・保育計画

歳児毎に年間、月間及び週間計画を作成。

(2)毎日の保育の流れ

一日の保育スケジュールは、別紙のとおりです。

(3)食事の提供

給食等の方針	保育園での給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。旬の食材を積極的に取り入れています。
昼食及びおやつ	保護者の方へ毎月の献立表でお知らせします。
アレルギー等への対応	食材の中でアレルギーなどがありましたら、事前にご相談ください。ご相談の上、診断書に添って除去等の必要な対応を取ります。

(4)健康診断

①健康診断

年 2 回、嘱託医が健診します。結果については、書面をもってお知らせします。

②身体測定

毎月 1 回、身長・体重の測定を行います。結果については、連絡帳に記載します。

(5)その他

一時預かり等子育て支援事業の実施。

8 利用料金

(1)教育・保育に係る利用者負担(保育料)(0歳・1歳・2歳のみ)

支給認定保護者が教育・保育の提供を受けた際は、本園に対し、支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2)教育・保育の提供に係る実費徴収

(1)に掲げる保育料のほか、実費徴収として、下記の費用を負担していただきます。

項目	対象年齢	金額
道具代(入園時) ※進級時は追加購入分のみ	0歳児	年額 250円程度
	1歳児	年額 3,000円程度
	2歳児	年額 6,000円程度
	3・4・5歳児	年額 10,000円程度
制服代(入園時)	3・4・5歳児	年額 8,000円程度
行事のお土産・保育材料費	全園児	月額 300円
災害共済掛金	全園児	年額 300円
卒園準備金(5歳児のみ)	5歳児	月額 400円程度

(3)延長保育料

対象	時間	料金
教育標準時間認定 (1号)	午前7時00分～午前8時00分	日額 200円
	午前8時00分～午前9時00分	日額 200円
	午後2時00分～午後3時00分	日額 200円
	午後3時00分～午後4時00分	日額 200円
	午後4時00分～午後5時00分	日額 200円
	午後5時00分～午後6時00分	日額 200円
	午後6時00分～午後7時00分	日額 200円
保育標準時間認定	午後6時00分～午後7時00分	日額 200円
保育短時間認定	午前7時00分～午前8時30分	日額 200円
	午後4時30分～午後6時00分	日額 200円
	午後6時00分～午後7時00分	日額 200円

(4)幼児の給食費(3歳・4歳・5歳児のみ)

【1号認定】主食代:毎月600円 副食代:毎月4,400円 合計:5,000円

【2号認定】主食代:毎月600円 副食代:毎月5,100円 合計:5,700円

を毎月徴収いたします

※免除対象者の方につきましては、市からの通知を得て、対応いたします

(5)長期休園日の預かり保育(1号認定児のみ)

夏季・冬季・春季休園日も希望者には預かり保育を実施します。

保育時間	午前9時から午後14時まで ※午前7時から午前9時及び午後2時から午後7時までの範囲内で延長保育を実施。延長保育料金は通常保育時と同様。
保育料	日額1,000円
給食費	夏季…日額250円 冬季・春季…なし(月額給食費を徴収しているため)

9 支払方法

- 口座引き落とし…毎月 25 日に静岡銀行の口座より引落いたします。
(※25 日が土日祝日にあたる場合はその前営業日とする)
- ・乳児の保育料・幼児の給食費・保育材料費・(5 歳児のみ)卒園準備金
- ・(年度のはじめのみ)災害共済掛金・(利用者のみ)前月の延長保育料

※事前に口座の登録をお願いします。

※残高不足により引き落としがなされなかった場合は、月末までに振り込みをお願いいたします。その際の振り込み手数料は、保護者様負担となりますので、ご承知おきください。

10 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1)1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校に就学したとき。
- (2)3号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3)その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

11 緊急時の対応

保育中に容体の変化や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行うとともに、本園嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

12 賠償責任保険の加入

本園では、以下の保険に加入しています。

加入保険会社	あいおいニッセイ同和損保
保険の種類	幼稚園・保育園賠償責任保険
保険の内容	1事故につき 100,000 千円 1名につき 20,000 千円

13 災害時の対策

消防計画の作成	提出先:静岡市千代田消防署 届出日:平成 30 年 1 月 9 日 防火管理者:園長 笠原 陽子
防災設備	誘導灯、消火器、非常サイレン、非常時通報機器
避難訓練	火災及び地震を想定し、月1回実施

14 虐待の防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者を設置するとともに、職員に対する研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	園長 笠原 陽子
-------------	----------

15 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦情受付担当者	主幹保育教諭 森 彩香
苦情解決責任者	園長 笠原 陽子
受付方法	文書、電話及び面談等により受け付けします。

第三者委員およびその連絡先につきましては、個人情報保護のため、入園後にお知らせいたします。